

## 王政復古前後の政局と公議——新発田藩を事例に——

青山 忠 正

### 〔抄 録〕

慶応三年十二月九日、「王政復古」の政変が起きた。これにより、「摂関幕府等廃絶」が宣言され、公家・武家双方の旧制度が廃止されたのである。この政変については、薩摩藩及び長州藩の主導によるとの印象が、一般的には強いようだが、現実の政局運営においては、必ずしも有力とはいえないような諸藩の勢力が、多数意見を形成し、政局の動向を根底の部分で規定して

いた。本稿では、このような諸藩の見解を公議ととらえ、新発田藩を事例として、政局との関わりを明らかにする。

キーワード 公議 王政復古 新発田藩 京都留守居

窪田平兵衛

### はじめに

慶応三年十二月九日（一八六八年一月三日）の、王政復古政変は、薩摩・土佐・芸州・越前・尾張の五藩（大名家）、及び水面下での長州を加えて六藩が、中心になって起こされたものである。そのこと自体は事実だが、薩長にしても、この前後の時点で思いのままに政局を主導してきたわけではない。とくに長州毛利家は、直前まで当主父子の官位を停止され、京都政界で公然と活動することさえできなかった。

そのいっぽう、京都には、とくに文久三年（一八六三）三月、将軍家茂の上洛を契機として、諸大名家の留守居や周旋方が集結し、相互に情報交換や談合を繰り返していた。つまり、京都政界の基底には、在京諸大名勢力が多数意見を形づくって、政局のあるべき方向を、大きな面で制約していたとみるべきであろう。本稿では、右のような関心から、越後国新発田に本拠を置く大名、溝口家十万石の活動を軸に、諸大名勢力の多数意見を、公議と捉えながら、政変前後の政局動向を、いま一度、検討し直してみることにした<sup>1)</sup>。

## 一、政権奉還直後の京都情勢と新発田藩

まず、慶応三年十月の政権（大政）奉還から王政復古にかけた時期の、溝口家の動きを概観しておこう。その活動を主に担ったのは、京都留守居寺田喜三郎らである。拠点となる新発田屋敷（京都藩邸）は、東堀川一条上ル堅富田町にあった。喜三郎が寺田家（元は呉服商「桔梗屋」の持ち家を献上したもので、二条城の北側、御所の西側にあたり、付近には、ほかにも筑前黒田屋敷、因幡池田屋敷、佐賀鍋島屋敷など、十数軒の大名屋敷が集中していた。

喜三郎は、慶応三年十月十三日、將軍慶喜が政権奉還の件を諮問するため、二条城大広間に十萬石以上の諸大名重臣約五十人を招集した際、これに参加した一人である。但し、慶喜と対面はしていない。その場で老中板倉勝静から示された書面には、「政権を朝廷に帰し、広く天下之公議を尽し、聖断を仰ぎ、同心協力、共に皇国を保護せば、必ず海外万国と可並立」とあった。

慶喜は、この上表を翌十四日、朝廷に提出、十五日に聴許の後、朝廷から十萬石以上の諸侯に上京が命じられた。諸侯会議を開催するためである。これを報ずるため、寺田喜三郎は江戸屋敷に急行する。

なお、この時点以降、朝廷側でも大名家を指して「藩」と公文書で呼称するようになる。將軍から天皇に返上された「政権」とは、すなわち領知宛行の権利であり、それが返上されて將軍との主従関係が絶たれた以上、すでに「大名」ではないという解釈である。「藩」が公称に准じた呼び名になったものと見てよいであろう。本稿でも、これに

即して、「新発田藩」の呼称を用いる。

京都を発った喜三郎は（出立日は未詳だが、十六日と推定）、十月二十四日迄に新発田藩江戸屋敷に到着した。江戸屋敷では、当主溝口誠之進直正が八月に家督を継いだばかりで幼少であり（満十二歳）、官位叙任もまだ行われていないため、江戸家老窪田平兵衛が、名代として上京することを決定し、あわせて江戸留守居（公儀人）の寺田惣次郎が、「先登り」を命じられた。

この間の経緯や、この後の新発田藩側の行動については、『慶応三年 窪田平兵衛殿、為 御名代上京二付、右差添、先登、被仰付一件 取計 留帳 十月 寺田惣次郎』（寺田家文書、調査番号261。以下、『窪田平兵衛殿上京一件』と略記。なお、とくに注記のない史料の出典は、すべて同留帳）に、詳しく記録されている。

なお、寺田惣次郎は、同苗とはいえ、喜三郎と血縁関係はない。従って右の記録は、寺田惣次郎が記した留帳が、寺田喜三郎家に残ったものである。

寺田惣次郎は、十月二十九日に江戸を出立、十一月十日、着京した。寺田喜三郎は、それより先に京都に戻り、三条大橋東側の蹴上<sup>けあひ</sup>まで惣次郎を出迎えている。その後、惣次郎は喜三郎と共に、縁家の久世通熙（前参議・前議奏）家や、摂政二条斉敬、武家伝奏など、朝廷関係者の屋敷を挨拶に回った。もとより、徳川家の老中、板倉勝静にも挨拶している。

そのいっぽう、情勢探索も進め、十一月二十五日付で、江戸屋敷宛て御用状を發した。次のような内容である。

「今度御政権奉還一条」が速やかに朝廷から許可されたのは、主上(天皇)の思し召しからではなく、薩摩藩はじめ四藩(土佐・芸州・越前・尾張)が、「御所辺切り廻し、全く右五藩の所為に相聞こえ」、人数を繰り込み、二条城にも迫るほどの勢いである。

さらに、大坂にいる徳川家の御徒目付大原道藏という者が、新発田藩と縁故のある者なので、山中休助(江戸屋敷の祐筆。惣次郎の補佐として共に上京)を下坂させ、大原に面会、情報収集にあたらせたところ、次のような情報を得た。

右五藩より可事起勢、其上英人と馴合、不容易謀計も有之、六、七分迄暴動、可相至見込相見、一体右十合之模様二付、深長符合致居、薩州御当主(島津茂久)も、去ル二十三日、当地(京都)

御着二相成、多分之御人数、御召連、いづれも旅装には無之、軍装二て物具無之斗、右五藩旅館へも長人は多分入込居候由二相聞、不容易形勢二候(以下略)

薩摩島津家当主茂久が、多人数を率いて、大坂港経由(蒸気船で輸送されたため、軍装だが、旅装ではない)で上京し、多くの長州人もひそかに入京している模様で、容易ならざる形勢であることが強調されている。

この重要情報は、上京途中の窪田平兵衛にも知らせるため、途中で行き合うところまで、飛脚が発せられた。なお、この記録からは、山中休助が大原道藏と会談する場面など、情報の収集の仕方が具体的に読み取れる。

## 二、窪田平兵衛の上京と十二月八日の公議

窪田平兵衛は十一月十六日、江戸を出立した。道中十六泊の予定で、供連れは総計六十六人にのぼる。十万石の大名の名代として、格式を保つためである。十二月二日、着京し、翌日、寺田惣次郎、喜三郎から、経過報告を受けた。着京五日後の十二月七日夜四ツ半(午後十一時頃)には、伝奏の雑掌から、次の廻状を受け取る。

御用之儀、有之候間、明八日午刻、無遅々、禁裏御所<sup>かたて</sup>仮建所へ重臣・留守居・家来之内、詰合之者、参上可有之候、此段可相達旨、両伝被申付候、以上、

在京するすべての諸藩の代表が、禁裏に召集されたのである。なお、「仮建所」は、御所内の紫宸殿西側に位置する諸大夫の間(参内者の控えの間)の南側空間に建てられていたもので、京都留守居などの面会所のように用いられていた。<sup>3)</sup>

この召集を受けて本来なら、窪田平兵衛が出頭すべきのだが、窪田は、翌九日に二条城に登城する予定が組まれており、八日当日は、その事前の準備などで都合がつかないとして、寺田喜三郎が出頭することになった。

この件について、『窪田平兵衛殿上京一件』十二月八日条には、まず次のように見える。

一、今午刻、御所御仮建所へ罷出候様、作夜御達二付、喜三郎義、服紗麻袴着用、罷出、伝奏雑掌へ手札差出、鶴の間に扣居候処、万石以上御重役・御留守居之内、逐々相揃、然ル処、公方様、今

日、御参内被仰出候処、俄ニ御断被仰上候由、夫是ニテ御達筋御延引と相見、夜五時頃ニ相成、両御役、左之御方、御出座、飛鳥井大納言様より、左之御書付式通御渡、長防四ツ折、御治定ニ候得共、銘々見込無腹藏言上致候様、御口達之事、

伝 日野大納言様、 伝 飛鳥井大納言様

議 柳原大納言様、 議 葉室大納言様

諸藩代表は「鶴の間」（三部屋ある諸大夫の間の一つで、東西の中間）に定刻（正午）に揃ったが、「公方様」こと將軍慶喜が、参内するはずのところ、にわかにお断りがあったためなどで、開催が遅れ、夜五ツ時（午後八時）頃になった。伝奏の日野資宗と飛鳥井雅典、議奏の柳原光愛と葉室長順が出座し、長防一件について、見込み御尋ね（諮問）が行われた。なお、この時に参集した藩名・氏名などは、未だ全容がつかめないが、先の政權奉還の諮問の例などに照らして、五十藩以上であることは疑いない。

伝奏飛鳥井大納言から各自に渡された「御四ツ折御書付」には、次のようにあった。なお、四ツ折は、四辺を折り畳んだ包紙に収められた文書の意味である。

此度、大樹奉帰政權、朝政一新之折柄、弥以天下之人心、居合不  
相附二おゐては逐々復古之典も難被行、深被悩宸襟候、且来春御  
元服并立太后、追々御大札被為行、且又先帝御一周ニ相成候ニ  
付、猶更人心一和專要ニ被思召候間、先年来防長之事件、彼是混  
雑有之候得共、寛大之御所置被為在、大膳父子末家等、被免入洛、  
官位如元被復候旨、被仰出候事、

すなわち、毛利家当主父子、毛利敬親・広封（のち元徳）、ならびに分家当主の官位を復旧するという案件である。彼らは元治元年（二八六四）七月、禁門の変以来、官位停止・入京禁止の沙汰を受け、本人はもちろん、家臣も入京を禁止されていた。従つて官位を復旧され、「朝敵」指定を解除されない限り、長州勢は入京もできない。

なお、この長防一件と同時に、十二月五日付の英公使パークスから老中板倉勝静にあてた書面の和訳写し一通も渡された。その内容は、最近、兵庫・大坂一帯に諸藩の兵隊が繰り込み、外国人と衝突する恐れがあるので善処を願う、というものである。これについては、伝奏側も、とりあえず参考意見を徴するという程度で、緊急性があるとは見ていない。

問題は、言うまでもなく長防一件のほうである。これについて腹藏なく見込みを述べよと問われた諸藩側は、重大事項なので即答できない、いったん引き取り、検討の上で改めて回答したいと言うのだが、伝奏の要求は、「御四ツ折之儀者、今晚即答可有之、重臣名代参上候得者、其者見込ニ而、以書取言上候事、但、同意之輩者連名ニ而可然候事」と強硬だった。連名でもよいから、この場で即答せよというのである。

寺田喜三郎らは、やむを得ず、かねてから誼を通じていた、南部信濃守（盛岡二十万石）・佐竹右京大夫（秋田二十万石）・丹羽左京大夫（二本松十万石）・佐竹播磨守（秋田新田二万石）の四藩と連名で、「防長一条、即刻見込申上候様、御沙汰御座候得共、右者不容易事件ニ付、於私共見込言上仕候様無御座候」と書面を以て回答した。



この書面を提出したのち、しばらく待機していると、やがて議奏・伝奏、計六名が列座し（議奏は、先の柳原・葉室に、正親町三条実愛・長谷信篤が加わる）、伝奏飛鳥井大納言から、次のような口達があり、ついで「書付」が渡された。

御口達振

先刻四ツ折、長防之儀、見込御尋、被仰付候処、各申出、大事件、右大同小異二而、程相替候儀、無之二付、被仰出之通、御治定、猶又別紙以下二付、厚相心得候、  
外国之儀、大樹公申上も有之趣、切迫二付、明巳刻迄、両役迄見込可差出候事、

御渡御書付写

傾年天下紊乱人心不和を生し、況外国之交際、日隆シテ国家之安危危急ノ秋二候、然々今度朝政一心逐々旧典復古且明春御大札被為行候御時節候間、人心一和を先務ト被為遊、近來幽閉之輩被為解、往々無怨志、人和一齊シ治平大成、整内制外之次第、可相立と被思食候間、奉戴御趣意上下和親シ、皇国之情態可存候事、  
口達は、毛利家の官位復旧について、諸藩の見込みを尋ねたところ、いずれも大同小異の回答だったので、原案通り復旧と決定する、という内容である。なお、「書付」のほうは、「今度朝政一新」について一般的な施政方針を述べたもので、具体的な指示などは含まれていない。いずれにせよ、毛利家にとって三年越しの念願であった官位復旧は、こうしてようやく実現した。長州藩（毛利家）にしても、その復旧は、

慶応二年（一八六六）正月以来、薩摩藩（島津家）に依頼し、周旋尽力するとの約束を得て、期待をかけていたのだが、成功しなかった。その官位復旧の実現は、たとえ形式的であるにせよ、諸藩公議を踏まえて行われねば、ならなかったのである。

なお、この官位復旧は、薩摩藩・芸州藩の仲介により、ただちに長州藩側に通報され、使者が山口へ急行し、また西宮に待機中（後述）の長州部隊にも通知された。使者の山口到着は、十二月十三日夜であり、翌十四日、毛利敬親は重臣らを招集、「今般従朝廷の御沙汰奉拝戴、誠に難有御儀、不奉堪感激候」と、これを公表した。また、「令を下して封内の謹慎を解き、群臣の月額を削るを許し、其総髪を請ふものは旧規に依らしむ」という<sup>(4)</sup>。毛利家の家臣は、それまで月代を剃ることさえできなかったのである。

翌九日朝五ツ時過（午前八時頃）、徹夜明けの寺田喜三郎らは、やつと禁裏御所を退出した。その後に、薩摩藩以下が人数を繰り込み、禁裏六門ほかを封鎖、政変が実行に移される。

### 三、政変と王政復古宣言

政権奉還の聴許後、十萬石以上の諸大名上京が命ぜられたが（のち万石以上の全大名に拡大）、多くは、当主に代わり、名代・重役などが上京した。先に触れたように薩摩藩では、当主島津茂久が率兵上京を行なうが、これも、直接には右の上京命令を踏まえたものである。茂久は十一月二十日着坂、二十三日入京し、十二月初めの時点で、薩摩

の在京兵力は、京都駐留部隊と合わせて計二千数百名に達していた。

長州藩も家老毛利内匠の率いる兵力千名が、寛大処分への伝達を受けるとの名目で十一月二十九日、摂津打出浜(現芦屋市)に上陸し、西宮に移動して待機していた。毛利内匠は、入京許可の知らせを受ける以前に、一部部隊を京都に向かって先発させていた。その先発部隊は西国街道を北上し、十二月九日午前中に、山崎関門手前の摂津芥川宿(現高槻市)付近まで迫っていた。正式の許可通知を受けて、毛利内匠以下が入京し、薩摩の二本松屋敷(御所北辺の今出川通から小路一筋を隔てて隣接)に収容されるのは、十日夜である。

さて、寺田喜三郎ら、諸藩代表が「鶴の間」に参集していた十二月八日の午後、小御所では、公家・武家合同の朝議が開かれていた。その場で、毛利家の官位復旧、及び太宰府に滞在中の三条実美ら五卿の赦免・帰洛許可、岩倉具視など先帝から勅勘を蒙っていた公家の完全赦免などが審議されていたのである。後者についても、赦免が決定するのだが、これは公家の問題であるため、諸藩側には諮問されなかった。

その朝議が解散したのは翌九日朝五ツ時頃であり、摂政二条斉敬をはじめとする出席者が退出した後、政変が発起される手はずなのである。時間を合わせて薩摩・土佐・芸州などの兵力が禁裏六門を封鎖し、許可者以外の入構を差し止めた。小御所内に残ったのは、公家では、中山忠能(天皇の外祖父)・正親町三条実愛・長谷信篤、武家では、尾張慶勝(尾張藩隠居)・松平春嶽(越前藩隠居)・浅野茂勲(芸州藩世子)、六名だけである。続いて、岩倉具視・中御門経之・有栖川宮熾仁

親王・山階宮晃親王・仁和寺宮純任(嘉彰)親王・山内容堂(土佐藩隠居)・島津茂久が禁裏に入る。

以上の十三名だけで、政変が進められる。まず、国事御用掛中川宮朝彦親王、同摂政二条斉敬、同左大臣九条道孝、議奏柳原光愛、同葉室長順、伝奏飛鳥井雅典、同日野資宗ら、の免職及び参朝停止が決められた。ついで新政府の樹立が決定され、天皇の裁可を得て樹立宣言を採択した。これが、いわゆる「王政復古の大号令」だが、この名づけは、『明治天皇紀』からと思われる。この宣言は、宮・堂上(朝廷内)には九日中に通達されたが、諸藩への通達はまだ行われない。なお、政変に際し、長州藩は、直接には参加していない。この「王政復古の大号令」を収録する編纂史書は、複数あるが、以下では『復古記』<sup>5)</sup>第一冊から、全文を引用しておきたい(読点は原文のまま)。

徳川内府、従前御委任大政返上、將軍職辞退之両条、今般断然被聞召候、抑癸丑以来未曾有之国難、先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知候、依之、被決叡慮、王政復古、国威挽回之御基被為立候間、自今摂関、幕府等廢絶、即今先仮ニ、総裁、議定、参与之三職ヲ被置、万機可被為行、諸事神武創業之始ニ原ツキ、摺紳、武弁、堂上、地下之無別、至当之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊観念ニ付、各勉勵、旧来驕惰之汚習ヲ洗ヒ、尽忠報国之誠ヲ以、可致奉公候事、

- (1) 一、内覧、勅問御人数、国事御用掛、議奏、武家伝奏、守護職、所司代、総テ被廢絶候事、

- (2) 一、三職人体、

総裁 有栖川帥宮

議定 仁和寺宮、山階宮、中山前大納言、正親町三条前大納言、中御門中納言、尾張大納言、越前宰相、安芸少将、土佐少将、薩摩少将、

参与 大原宰相、万里小路右大弁宰相、長谷三位、岩倉前中將、橋本中將、尾藩三人、越藩三人、芸藩三人、土藩三人、薩藩三人、

(3) 一、太政官始、追々可被為興候間、其旨可心得居候事、

(4) 一、朝廷礼式、追々御改正可被為在候得共、先、撰祿門流之儀、被止候事、

(5) 一、旧弊御一洗二付、言語之道被洞開候間、見込之向ハ、不拘貴賤無忌憚可致献言、且人材登備第一之御急務二候故、心当之仁有之候ハ、早々言上可有之候事、

(6) 一、近年物価格別騰貴、如何トモ不可為勢、富者ハ益富ヲ累ネ、貧者ハ益窘窮ニ至候趣、畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之大宝、百事御一新之折柄、旁被悩宸衷候、智謀遠識救弊之策有之候者、無誰彼可申出候事、

(7) 一、和宮御方、先年関東へ降嫁被為在候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功之叡願ヨリ被為許候処、始終奸吏之詐謀ニ出、無御詮之上ハ、旁一日モ早ク御還京被為促度、近日御迎公卿被指立候事、

右之通御確定、以一紙被仰出候事。

内容については、周知のものであり、改めて言うまでもないが、こ

の宣言により、「撰関幕府等廢絶」、つまり公家側・武家側の旧制度がすべて廢絶されたのである。但し、この九日の宮・堂上宛て宣言と、次に見る諸藩宛て宣言とは、細かな点で異動がある。この点については、次節で詳述したい。なお、公家の参与には、政変の初動時には参加していなかった三名が含まれている。すなわち、大原重徳・万里小路博房・橋本実梁、である。

政変翌日の十日から、十二日まで、状況は、慶喜の処遇をめぐる問題に絡んで推移した。すなわち、九日夜に開催された小御所会議では、岩倉具視・大久保一藏から、慶喜に辞官納地を命じる案が提示されたが、山内容堂・松平春嶽らの反対で見送られ、慶喜側が、みずからそれを申し出るように、春嶽と尾張慶勝が中間に立つて周旋することになった。春嶽から、その通知を受けた慶喜は、部下を鎮撫するため時間が欲しいと申し出、やがて十二日夜には、ひそかに会津容保・桑名定敬らを伴って二条城を退去、大坂城に移るのである。

この慶喜らの二条城退去が明らかになって、ようやく、王政復古宣言を諸藩へ通達できる条件が整う。つまり、激昂する旗本・会津・桑名兵が二条城に充満している状態で、政変の結果を諸藩側へ公表しては、薩長側との間ですぐにも戦闘が引き起こされる結果になりかねない。二本松屋敷と二条城は、直線距離で二キロメートルしか離れていない。慶喜にしても、その事態を十分に承知したうえで、二条城から退去したのである。

この間、新発田藩でも、十日、長州兵入京（薩摩屋敷に収容）は、すぐに探知している。また窪田平兵衛自身の日記によれば、十日から

十一日にかけて、九日の王政復古宣言の内容も、二条斉敬家から水面下の情報として洩らされ、寺田喜三郎により、平兵衛に報じられている。<sup>(6)</sup> また十二日午後には、新発田藩に対し、肥後藩から、現今の情勢について至急、相談したいので、重役が二条城に来てほしいとの申し入れがあった。『窪田平兵衛殿上京一件』同日条には次のようである。

夕八ツ半時頃、細川越中守様御留守居中より、拙者共宛二而、手紙、左之通到来二付、即刻返書差出候事、

以手紙致啓上候、然者重役共より至急及御相談度儀有之候間、今午刻、二条御城江御重役様之内、御出方被下度奉願候、右可得貴意、如此二御座候、已上

十二月十二日

一、右之通、申来候付、二本松様、津軽様兼、打合候処、同様二付、平兵衛殿、惣次郎同道、七半時頃、出宅、御城江罷出、細川様兼御留守居池辺松右衛門、面会、手札差出候処、無程重役溝口孤雲義御面談可仕旨、被申聞候付、扣居候処、夜六時頃、諸家御重役供大広間江列座いたし候処、孤雲より申談候二者、此度之變動、如何成事欤、恐入候次第、既二昨夜も旗本勢、殊之外氣立、不容易暴動ニも可及模様、道路之風聞も有之ニ付、不取敢登城、心付之趣も申上候次第、就而者御同様、傍観いたし居候時勢ニも無之、鎮撫方之儀、別紙之通、御所江建白仕度、御同按之御方、御連名二而、差出候ハ、別而力ニも相成可申、心付、無腹蔵申談具候様、被申聞、平兵衛殿ニも御書面至極御尤、御同按二付、御連名二而差出候儀、御願有之、夜五時過、退出いたし候事、

但、孤雲ハ元御家老ニて当時隠居の身分ニて罷登居候との事、肥後藩細川家の元家老、溝口孤雲の呼びかけで、大広間席以上（蜂須賀、黒田は大廊下席、立花は柳間詰）・十万石以上の有力大名十家の重役が、十二日夕刻から二条城に集会した。新発田藩からは窪田平兵衛、寺田惣次郎が参加し、その席で、十二月九日の事態を踏まえたうえで、「鎮撫方」のため、朝廷に対し、連名で次のような建白を行なうことを決したのである（台頭は省略）。<sup>(7)</sup>

先般大非常之御変革被仰出候儀者、既往之事柄一切被為捨、万事公平正大衆議所帰を以、一途之御政道相立、速ニ神州治安之御鴻基被為開候叡慮之旨、奉拝承、実ニ雀躍ニ不申堪、上下目を刮而、御沙汰相伺居候内、去ル九日ニ至リ、俄ニ召之列藩、兵士戎服之俣、参朝、就而者何となく闕下騒々敷、何方も驚愕罷在候、先帝以来之御当職之二条殿下を初、官家數十人除職之上御門出入迄も差留、且將軍家も頓而除職解官、削封も可被仰出趣ニ相聞、右者必定御譴責之御訳も可有御座哉、其儀難計、相弁不申候得共、將軍家祖宗以来世襲之大権、被差上、只管御自責を以、聖業を被奉輔度との御趣意者未々迄も感賞仕候折柄、右様之御所置被為在候而者、更始御一新之御手始、他日如何様之御都合ニ成行可申哉、実ニ狂憂之至ニ奉存候、依之仰願者差当り御所内外、戎服等之儀、至急ニ被止、一刻も人心鎮定之御沙汰ニ相成、隨而摂政殿下御初御取扱之儀も公平正大、衆議之所帰を以、御施行有之、弥以御改革之御趣意屹度相貫候様、被為在度、幾重ニも奉懇願候、昨今之形勢、所謂百尺竿頭一步を進之御時節と奉存候間、重畳恐多



奉存候得共、寸衷奉言上候、誠忠誠惶頓首百拝

十二月十二日

松平阿波守内(阿波徳島・蜂須賀家

二十万石) 蜂須賀信濃

松平美濃守内(筑前福岡・黒田家

五十二万石) 久野四郎兵衛

細川越中守内(肥後熊本・五十四万

石) 溝口孤雲

有馬中務大輔内(筑前久留米・

二十一万石) 山村源大夫

南部美濃守内(陸奥盛岡・二十万石)

西村久大夫

立花飛騨守内(筑後柳川・十二万石)

十時撰津

丹羽左京大夫内(陸奥二本松・十万

石) 田辺市右衛門

松平肥前守内(肥前佐賀・鍋島家

三十五万石) 酒井平兵衛

宗対馬守内(対馬・十万石格)

扇 源左衛門

御 内(越後新発田・溝口家十万石)

窪田平兵衛

これがいわゆる「十藩建白」である。内容は、慶喜の政権奉還を「大非常之御変革」と肯定的にとらえたうえで、御沙汰を待ち受けていた

ところ、九日、突然、武装兵が御所に入り、摂政二条以下が除職、将

軍にも削封の沙汰があったようで驚愕している。さしあたり、武装兵を御所内外から立ち退かせ、摂政以下の取り扱ひも、「公平正大、衆議之所帰を以、御施行」ありたいと求めていた。むろん、名指しこそして

いないが、薩摩藩の挙動を強引で、「衆議」に背くものと非難している。この建白を、十二日夜半に、細川家の留守居、津田山三郎が御所仮

建に持参したところ、「土藩参与後藤象次郎」が面会し、議定が受け取ったうえ、「否」については十三日頃に回答するとの返事があった。

この建白が、慶喜の二条城退去と相まって、大きな契機になったと見え、十四日に諸藩重役が御所に召集されることになる。建白の成果について、溝口孤雲は、十二月十四日付、国元重役宛て書状で、政変に

関係した五藩(薩土芸越尾)の内でも、「後藤象次郎初、段々正義の説有之、四藩者大概一致二而、薩、孤立と相成、邸内より之建白者、彼

か肝を破とて、(越前藩) 酒井、毛受は実二雀躍いたし候」と、伝えている。とくに、春嶽以下、越前藩が、これを大いに歓迎しているとい

うのである。

なお、『窪田平兵衛殿上京一件』十二月十三日条は次のように記す。

一、公方様、昨夜半頃、俄二御乗切ニて御下坂、会桑御供二而御下

り、惣御同勢ハ逐々御跡より罷下り候由、(伊予) 松山、彦根、膳

所、姫路、板倉侯モ逐々御下坂之由、右二而市中動揺も相止、一

体穩ニ相成候事、

慶喜以下、二条城退去の報を得て、市中の動揺も収まった、という。それまでは一触即発の緊張に覆われていたわけである。なお、この記

録は続けて、慶喜が朝廷に提出した退去の届書きを「手に入候二付、記置」と、その全文を収録している。おそらく、慶喜側が諸藩側へ通知したものである。

#### 四、宣言を諸藩へ通達

明けて十三日には、まず諸藩側に、伝奏が廃止されて、これに代わる参与役所が石薬師通一条院里坊(禁裏の北側に位置し、空き家だった)に設置されたこと、及び参与に公家の五名が任せられたことが公式に通達された。しかし武家参与については、人体はもとより、定員枠そのものについても通達がなかった。つまり、この時点で、まだ諸藩側は、「撰閣幕府等」を廃絶する政変が起き、三職が新設されたことを、建前上は知らなかったわけである。新政府の成立といっても職制と全構成員が公表されない限り、それは機能しないのだから、まだ新政府は全国的には成立していないという解釈が成り立つ。

その十三日付で、翌十四日巳刻(午前一〇時)、重臣が「参内」するよう呼び出し通知が、十万石以上の諸藩に対してあった。さらに、新発田藩に対しては、とくに窪田平兵衛を名指しで、仮建に出頭するよう、剪紙による通知があったが、これは前日の建白に名を連ねた一人として、回答を伝えられるためである。新発田藩では、平兵衛は「風邪」と称して欠席、両件ともに名代として寺田惣次郎が出頭すること、これに喜三郎が同道することを決した。

当日の十四日、惣次郎、喜三郎は、御所仮建に出頭、待機の後よう

やく夜四ツ時頃(午後一〇時)になつて他藩の相役と共に、諸大夫間のうち、「鶴の間」に呼び出された。上手の「虎の間」に、議定の正親町三条実愛、参与の万里小路博房、橋本実梁の三名が列座、万里小路から書付(先の王政復古の宣言)を渡される運びになるのだが、これに先立ち、次のような言葉が口頭で伝えられた(図版参照)。研究史上、言及された例を見ない。

御口達振

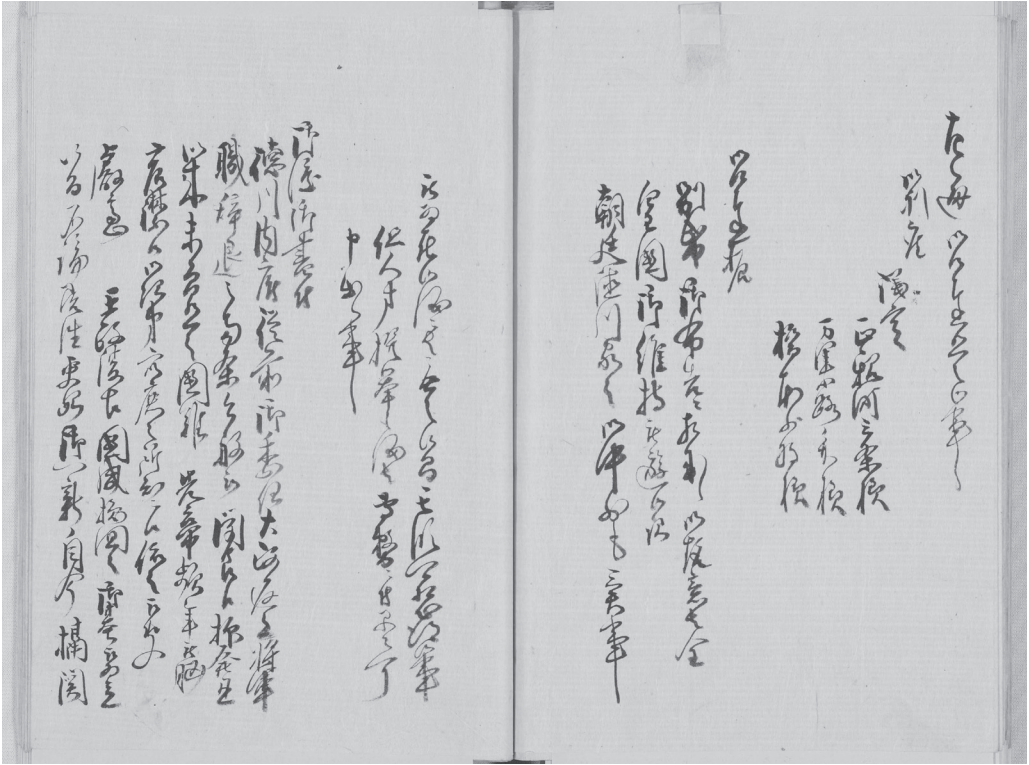
別紙御布告ニ相成候御趣意者、全く皇国御維持被遊候訳

朝廷・徳川家之御中、少も異事被為在候儀二者無之候間、其段可相心得候事、

但、人才撰拳の儀は専務<sup>マツ</sup>二付、早々可申出候事、

王政復古にあつても、朝廷・徳川家の御中(間柄)には、少しも変わりが無い、という事前の断わりである。具体的には、慶喜に対する辞官納地など、一方的な処分にあたる処置は、行われまいという意味になる。岩倉具視、大久保一蔵らの目論見は、この時点で挫折したのである。

実は、この「口達」は、『法令全書』(内閣官報局、明治二十年十月出版)にも慶応三年第十八「参与口達」として収められているから、史料として新出というわけではない。しかし、『法令全書』は布達類を器械的に排列しているだけで、前後の具体的な状況が把握できないため、研究者の間でも見過ごされていたものである。この点で、寺田惣次郎や喜三郎など、その場に参加した当事者の書き残した記録が持つ臨場感と迫力は圧倒的である。



この断りがあつたうえで、列席の諸藩重臣に書付が配布された。傍線部は、先に引いた九日の宮・堂上あて通達との異同箇所、カッコ内については欠落箇所だが、これらについては後述する。

御渡御書付

徳川内府、従前御委任大政返上、將軍職辭退之両条、今般（断然）被聞食候、抑癸丑以来未曾有之国難、先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知候、依之、被決叡慮、王政復古、国威挽回之御基被為立候間、不論既往、更始御一新、自今撰闕、幕府等廢絶、即今先仮二、総裁、議定、参与之三職を置レ、万機可被為行、諸事神武創業之始ニ源キ、搢紳、武弁、堂上、地下之別なく、至当之公議を竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊叡念ニ付、各勉勵、旧来驕惰之汚習を洗ヒ、皇国之為メ可尽忠誠候事

- (1) 一、内覧、勅問御人数、国事御用掛、議奏、武家伝奏、守護職、所司代、総テ被廢絶候事、

- (2) (一)、三職人体、

総裁 有栖川帥宮

議定 仁和寺宮、山階宮、中山前大納言、正親町三条前大納言、中御門中納言、尾張大納言、越前宰相、安芸少将、土佐少将、薩摩少将、

参与 大原宰相、万里小路右大弁宰相、長谷三位、岩倉前中将、橋本中将、尾藩三人、越藩三人、芸藩三人、土藩三人、薩藩三人

- (3) 一、太政官始、逐々可被為興候間、其旨心得可被居候事、

(4) (一)、朝廷礼式、追々御改正可被為在候得共、先、撰縁門流之儀、被止候事)

(5) 一、旧弊御一新二付、言路被洞開候間、見込有之向ハ、不拘貴賤無忌憚可被献言、且人材登備第一之御急務二候故、心当之仁有之候ハ、早々言上可有之候事、

(6) 一、近年物価格別騰貴、如何共すへからざる勢、富者ハ益富ヲ累ネ、貧者ハ益窘窮ニ至候趣、畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之大宝、百事御一新之折柄、旁被悩宸衷候、智謀遠識、救弊之策有之候者、無誰彼可申出候事、

(7) (一)、和宮御方、先年関東へ降嫁被為在候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功之叡願ヨリ被為許候処、始終奸吏之詐謀ニ出、無御詮之上ハ、旁一日モ早ク御還京被為促度、近日御迎公卿被指立候事)

右之通、御確定被仰出候付、六拾四余州之大小藩者不及申、陪從吏卒之末々ニ至迄、御趣意相心得候様、御沙汰候事、

主文では、「今般断然被聞食候」の「断然」が省かれ、また「不論既往、更始御一新」という、新政を強調する文言が付け加わった程度で、大きな相違はない。

簡条書では、(2)の「三職人体」が欠けているが、これは意図的なものである。公家参与は通達済みだが、武家参与について、諸藩側の反発を考慮すれば、簡単に公表できるものではなく、実際に、まだ任命されていないと解釈すべきであろう。

(4)の「撰縁門流」廃止の件も欠けている。この簡条は重要であり、

意図的に外されたのなら、その意味を問うべきだが、後年の編纂史書には、必ず含まれているので、『窪田平兵衛殿上京一件』の単なる誤写と判断される。

(7)の和宮の帰京を促す件は、朝廷内部の件なので、省略されたものであろう。

さらに末尾の「六拾四州の大小藩」云々の文言は、諸藩向けの通達として新たに付加されたものである。これは全国向け布達として見た場合、当然でもあり、同時に、この文言が含まれる十四日通達こそ、真の意味での「王政復古」政令と考えるべきである。

なお、『復古記』十二月十四日条の網文には、「大政復古を列藩に布告し」云々とあるが、布告の全文は収録されず、「御口達」にも触れていない。「法令全書」は、いわゆる「王政復古の号令」、諸藩宛て宣言、口達の三点とも収録する。

以上のように見ると、口達の内容を踏まえれば、政変で「倒幕」が達成されたとも言にくい。むしろ、撰関の制度的な廃止、それに先立つ撰政二条らの参朝停止措置など、人事面での異変の方が、諸藩側には大きな衝撃を以て受け止められたようである。

右の書付の配布と説明が終わって、九ツ時頃、改めて、さきの十藩建白に名を記した重役たちが、「鶴の間」に呼び出され、万里小路弁、烏丸侍従の二人が列座のうえ、烏丸から、次のとおり簡潔な口達があった。

過日来、よふこそ建白致され、御満足ニ思召候、以来とも腹藏ナク、これに対し、十藩側は、連名筆頭の阿波蜂須賀家の家老蜂須賀信濃より御請を申し上げ、ようやく九ツ時半頃に御所を退出した。



さらに『窪田平兵衛殿上京一件』、翌十五日条には、次のようにある。

一、参与御役所江

昨日御仮建所江重役之者、御呼出、拜見被仰付候御書付之趣、奉畏候、依之、御請奉申上候、以上

十二月十五日

寺田喜三郎

右、参与御役所江罷出、御使者を以、差出候事、

前日に渡された、王政復古の宣言について、請書を、寺田喜三郎の名を以て提出したのである。このように見ると、十二月十四日の諸藩への通達が、全国への布達であることを前提にした大掛かりな行事であつたことを理解できよう。

五、「倒幕」と公議―むすびにかえて―

薩長（西郷・大久保・広沢ら）方は、十月十五日、政権奉還の聴許後も、慶喜及び彼以下の徳川方勢力を新政府から排除しようと目論んでいた。これが、いわゆる「倒幕」の具体的な内容に相当しよう。しかし、諸藩公議を無視できず、これに掣肘される。毛利家当主父子の官位復旧も、十二月八日、諸藩の見込み御尋ねを経ないと実現できなかった。九日政変後、武家参与の任命も、十四日段階に至っても公表できていない。

こうした状況の中で、十二日夜、慶喜以下の二条城退去が一つの画期となった。それと時を同じくして、新発田藩を含む十藩が、連名で、薩摩藩の挙動を非難する建白を呈した。これらが契機になって、十二

月十四日、ようやく王政復古の宣言が諸藩側に、すなわち全国に向けて通達されるのである。

この経過からうかがえるように、諸藩公議は、十月十五日以降、眼に見えるような形で、制度化されたわけではないにしても、実質的に機能していた。その状況下、年末から年初にかけて、岩倉具視までもが態度を軟化させ、慶喜の議定就任は事実上、内定状態に至った。薩長方は、さらに孤立の度合いを深めたのである。この状況を、薩長方から見て打開するには、開戦と、その場での勝利を、既成事実化する以外に残された道はない。

その意味で、京都情勢を我に有利と見た慶喜が、十二月二十八日以降、徳川方軍勢の大坂城からの進発を認めたことは、薩長方にとって、もっけの幸いであつた。慶応四年正月三日夕刻、鳥羽・伏見で戦端が開かれた。西郷はのちに、「鳥羽一発の砲声は、百万の味方を得たるよりも嬉しかりき」（『徳川慶喜公伝』4）と語ったと伝えられる。

新発田藩にしても、十二月十四日以降、混乱を極める政治情勢を完全には把握しかねる状態が続く。やがて、翌年正月三日夕刻、伏見方面での砲声を聞きつけ、徳川方と、薩長方との戦闘開始を悟った。それを江戸邸に知らせる翌四日付の第一報の草稿が、『窪田平兵衛殿上京一件』十二月七日条の丁に、原形のまま綴じ込まれている。

以幸便一筆可申入候、然者昨三日夕八半時頃より、伏見辺ニ於て、戦争相始候様ニ而、今ニ至り大砲音、絶不申、右は様態、睨と相分り不申候得共、伏見罷在候新撰組と土薩芸人数と打合相成候と之風聞御座候、何分、九条より下、伏見辺迄、往来差留被置候由

二而、探索も不申出来、尚逐々相分次第、以早便可申進候、只今丹羽様衆より早逐、被差立候趣二付、模様柄一ト通り申入候、右可得御意、如此御座候、以上、

その乱雑な筆跡は、新発田藩はじめ諸藩側が受けた衝撃の大きさを物語っているようだ。これにともなう混乱にひと通りの決着が付くのは、正月七日、慶喜追討令が出された時である。この間の推移については、今後の課題としておきたい。

(1)本稿は、科学研究費助成事業(基盤研究C)課題番号25370805「京都留守居を通した公武関係史の研究」(研究代表者青山忠正)による研究成果の一部である。

(2)本稿は、二〇一九年三月二十四日、立命館大学茨木キャンパスで開催された『公議』研究会シンポジウムにおける同題の基調講演に加筆したものである。同シンポジウムは、科学研究費(基盤研究C)課題番号17K03113「幕末維新时期における『公議』の研究」(研究代表者奈良勝司)に基づいて開催された。

〔注〕

(1) 王政復古政変に関する研究として、井上勲『王政復古』中公新書、一九九一年。原口清『王政復古への道 同著作集2』岩田書院、二〇〇七年。家近良樹『江戸幕府崩壊―孝明天皇と一会桑』講談社学術文庫、二〇一四年。久住真也『王政復古―天皇と將軍の明治維新』講談社現代新書、二〇一八年。などがある。しかし、本稿とは視角が異なり、薩長や朝廷・幕府の動きが分析の中心であって、その他大勢

的な諸藩の動きには特に触れられず、本稿で取り上げる史料についても言及されていない。

(2) 寺田家に伝えられた文書類は、「新発田藩 京都留守居 寺田家文書」として佛教大学附属図書館所蔵。喜三郎はもと、溝口家の「用聞」で呉服商「桔梗屋」の出身。文久三年(一八六三)、当主溝口直薄の上洛にともない、士分に取り立てられ、京都留守居に任じられる。これらについては、青山・浅井良亮「新発田藩京都留守居寺田家と旧蔵文書」本『論集』4、二〇一四年、及び青山「大政奉還後の政治状況と諸藩の動向」同右7、二〇一七年、を参照。

(3) 仮建については、久住前掲『王政復古』一五四―一七四頁を参照。なお、現在の京都御所に、諸大夫の間は再建されて存在するが、仮建は、痕跡も残されていない。

(4) 末松兼澄『防長回天史』⑨第五編下、マツノ書店、二〇〇九年復刻、五六〇頁。

(5) 『復古記』第一冊、一九三〇年、内外書籍。東京大学史料編纂所編、マツノ書店、二〇〇七年復刻、二三七―二三八頁。

(6) 『窪田平兵衛在京中公私留記』新発田古文書解読研究会、一九九九年、一〇―一頁を参照。新発田市立歴史図書館所蔵本を閲覧。

(7) 細川家編纂所編『改訂 肥後藩国事史料』巻七、国書刊行会、一九七四年、六八七―六八八頁にも同文を収録する。

(8) 同右、六八九―六九〇頁。

(9) 『御記録』巻十二「慶応三年十二月十四日条、新発田市史編纂委員会編『新発田藩史料』第一巻、国書刊行会、一九八八年、四〇七―四〇八頁所収。他藩の例では『贈従一位池田慶徳公御伝記』四、慶応三年十二月十四日条を参照。鳥取県立博物館編・刊、一九八九年、三〇三―三〇四頁所収。

(あおやま ただまさ 歴史学科)

二〇一九年十一月十五日受理